

1 はじめに

(1) 京都市基本計画実施状況（報告）について

京都市では、昭和 53 年の「世界文化自由都市宣言」に基づき、平成 11 年 12 月に「京都市基本構想（平成 13 年～令和 7 年）」を策定し、その具体化に向けた第 3 期の基本計画として、令和 3 年 3 月に市会の議決を得て、令和 3 年度から 5 年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン 2025（京都市基本計画）」（以下「京プラン 2025」といいます。）を策定しました。

京プラン 2025 は、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」という「都市経営の理念」の下、5 年後にめざすべき 6 つの「京都の未来像」を実現するために、特に優先的に取り組むべき 8 つの「重点戦略」と、市全体の総合的な政策体系を示す 27 分野の「政策の体系」、政策推進の基盤となる行政経営の方針である「行政経営の大綱」を掲げたものです。

この報告書は、「京都市会基本条例」に基づき、毎年度の京プラン 2025 の実施状況を報告・公表するために、「京都の未来像」、「重点戦略」、「政策の体系」及び「行政経営の大綱」（※）について、特に重要な前年度の事業等の進捗等を新たな京プラン 2025 に基づきまとめたものです。

今後も、京プラン 2025 の「都市経営の理念」の下、政策の進化を図りながら、「京都の未来像」の実現をめざして取り組んでまいります。

※ 「行政経営の大綱の実施状況（行財政改革計画の取組状況）」については、別途市会に報告する行財政改革計画の総括をもって報告といたします。

<参考> 京都市会基本条例（抄）

（市会の議決に付すべき事件等）

第 18 条

2 市長は、毎年度、前項第 1 号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。

（２）京プラン 2025 の構成

はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）

